

提案書評価基準

1 基本的な評価事項

プロポーザルを特定するための評価項目は、表1のとおり。

2 評価方法

(1) 各評価項目について、表1「提案書評価項目」を参照し、次のように評価を行う。

ア 「提案者の実施体制・スケジュール・業務実績・言語能力」にかかる評価項目は、項目内容に応じて、10点、10点、15点、10点、5点とし、計50点の配点とする。

イ 「業務内容に関する提案内容」にかかる評価項目は、項目内容に応じて、10点、15点、20点とし、計45点の配点とする。

ウ 「ワーク・ライフ・バランスに関する取組」にかかる評価項目は、項目内容に応じて、各1点とし、計5点の配点とする。

(2) 各評価項目について、表2「評価の視点」を参照し、次のように評価を行う。

ア 「提案者の実施体制・スケジュール・業務実績・言語能力」にかかる評価項目は、5項目とし、それぞれA, B, C, D, Eの5段階評価を行う。

イ 「業務内容に関する提案内容」にかかる評価項目は、5項目とし、それぞれA, B, C, D, Eの5段階評価を行う。

ウ 「ワーク・ライフ・バランスに関する取組」にかかる評価項目は、5項目とし、Aまたは該当なしの2段階評価を行う。

エ 提案内容は、それぞれの配点に、換算した評価（A = 5 / 5、B = 4 / 5、C = 3 / 5、D = 2 / 5、E = 1 / 5とする。）を乗じて算出する。

(3) 評価委員の評価の平均点数(100点満点)の3 / 5 (60点)以上を合格点とし、もっとも平均点が高い者を特定者とする。

(4) 採点と同点の場合は、評価項目のうち、「業務内容に関する提案内容」の評価の平均点が高い提案をプロポーザルの上位者とする。これも同点の場合は、「業務内容に関する提案内容」の中の【「(3)SDGs分科会セミナー開催」に係るセミナーの提案内容は、分科会活動推進及び横浜市・海外都市のSDGsの推進に資する内容となっているか。対面の参加会員を集めるための有用な方策について、提案者独自の工夫があるか。】に関する評価の平均点が高い方の提案をプロポーザルの上位者とする。

(表1) 提案書評価項目

評価項目		配点	評価 (A～E)	評価の換算 式	評価点
提案者の実施体制・スケジュール・業務実績・言語能力	提案者の実施体制・スケジュール・業務実績・言語能力	50			
	実施体制には、必要な要員数が提案されているか。	10			
	統括責任者は、本委託業務を遂行するにあたり、十分な経験を有しているか。	10			
	現場担当者は、本委託業務を遂行するにあたり、十分な経験を有しているか。	15			
	実施スケジュールが適切か。また、定例打合せの開催頻度等は適切か。	10			
	本委託業務遂行にあたり、日本語及び英語の両言語にて対応可能な体制になっているか。また、国内外の関係者との調整や情報収集を円滑に行える体制を有しているか。	5			
業務内容に関する提案内容	業務内容に関する提案内容	45			
	「(1)次世代育成の取組支援」に係る提案内容が、実現可能な提案となっているか。また、提案者独自の工夫があるか。	10			
	「(2)Y-PORT事業と連携した会員都市のSDGs達成に向けた取組支援」におけるダナン市のVLR策定支援に関して、ゴール設定は適切か。また、会員都市の支援ニーズ情報の収集整理に関して、提案者独自の工夫があるか。	15			
	「(3)SDGs分科会セミナー開催」に係るセミナーの提案内容は、分科会活動推進及び横浜市・海外都市のSDGsの推進に資する内容となっているか。対面の参加会員を集めるための有用な方策について、提案者独自の工夫があるか。	20			
ワーク・ライフ・バランスに関する取組	ワーク・ライフ・バランスに関する取組	5			
	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員101人未満の場合のみ加算)	1			
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員101人未満の場合のみ加算)	1			
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定、プラチナくるみん認定、トライくるみん認定)の取得	1			
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし認定、プラチナえるぼし認定)の取得	1			
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定を取得しているか。 よこはまグッドバランス企業(旧よこはまグッドバランス賞)の認定を取得しているか。	左記認定のいずれか1つ以上を取得していれば1点			
総合評価	100				

(表 2) 評価の視点

評価項目	評価の着目点	評価				
		A	B	C	D	E
提案者の実施体制・スケジュール・業務実績・言語能力	実施体制には、必要な要員数が提案されているか。	実施体制が極めて優れている。	実施体制が優れている。	妥当である。	実施体制が一部不適切である。	妥当でない。又は該記載が不適切である。
	統括責任者は、本委託業務を遂行するにあたり、十分な経験を有しているか。	類似業務の豊富な実績を有している。また、本業務に専念して従事することができる。	類似業務の実績を有している。本業務に概ね力事とすることができる。	妥当である。	経験が不足している、または、従事体制が不適切である。	妥当でない。又は該記載が不適切である。
	現場担当者は、本委託業務を遂行するにあたり、十分な経験を有しているか。	類似業務の豊富な実績を有している。また、本業務に専念して従事することができる。	類似業務の実績を有している。本業務に概ね力事とすることができる。	妥当である。	経験が不足している、または、従事体制が不適切である。	妥当でない。又は該記載が不適切である。
	実施スケジュールが適切か。また、定例打合せの開催頻度等は適切か。	実施スケジュールが適切であり、体制が極めて優れている。	スケジュールが適切であり、実施体制が優れている。	妥当である。	本業務の遂行に疑問がある。	本業務の遂行に不適切である。又は該記載が不適切である。
	本委託業務遂行にあたり、日本語及び英語の両言語にて対応可能な体制になっているか。また、国内外の関係者との調整や情報収集を円滑に行える体制を有しているか。	実施体制が極めて優れている。	実施体制が優れている。	妥当である。	実施体制が一部不適切である。	妥当でない。又は該記載が不適切である。

評価項目	評価の着目点	評価				
		A	B	C	D	E
業務内容に関する 提案内容	「(1)次世代育成の取組支援」に係る提案内容が、実現可能な提案となっているか。また、提案者独自の工夫があるか。	提案者独自の極めて有効な工夫や提案がみられる	提案者独自の工夫や提案がみられる	妥当である。	工夫が少ない。	妥当でない又は該記載が実現可能な内容でない
	「(2)Y-PORT 事業と連携した会員都市の SDGs 達成に向けた取組支援」におけるダナン市の VLR 策定支援に関して、ゴール設定は適切か。また、会員都市の支援ニーズ情報の収集整理に関して、提案者独自の工夫があるか。	提案者独自の極めて有効な工夫や提案がみられる	提案者独自の工夫や提案がみられる	妥当である。	工夫が少	妥当でない又は該記載が実現可能な内容でない
	「(3)SDGs 分科会セミナー開催」に係るセミナーの提案内容は、分科会活動推進及び横浜市・海外都市の SDGs の推進に資する内容となっているか。対面の参加会員を集めるための有用な方策について、提案者独自の工夫があるか。	分科会活動推進及び横浜市、海外都市の SDGs 推進に大いに期待できる。提案者独自の極めて有効な工夫や提案がみられる。	分科会活動推進及び横浜市、海外都市の SDGs 推進に期待できる。提案者独自の工夫や提案がみられる。	妥当である。	分科会活動推進及び横浜市、海外都市の SDGs に疑問がある。工夫が少ない。	妥当でない又は該記載が実現可能な内容でない

評価項目	評価の着目点	評価				
		A	B	C	D	E
ワーク・ライフ・ バランスに関する 取組み	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満の場合のみ加算）をしているか。	策定している。				
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満の場合のみ加算）をしているか。	策定している。				
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定、トライくるみん認定）を取得しているか。	取得している。				
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定）を取得しているか。	取得している。				
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得	左記認定のいずれか1つ以上を取得している。				
	よこはまグッドバランス企業（旧よこはまグッドバランス賞）の認定を取得しているか。					